

令和 8 年熊本地震における住宅の応急修理 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理（井戸等の修理）」実施要領

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」（以下「応急修理」という。）を行なうこととされているが、この実施要領は、令和 8 年熊本地震における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いのうち、井戸等の修理について定めるものである。なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町村は、令和 8 年 7 月 28 日付け健福第 385 号に基づく熊本県内（熊本市を除く）の 20 市町村（別紙 1）である。

1 対象者

（1）以下の全ての要件を満たす者（世帯）

- ① 当該災害により被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等が損傷を受けたこと。
- ② 井戸が飲用水を得る唯一の手段であり、井戸等の損傷により飲用水を得る途を失ったことで、そのままでは住むことができない状態にあること。
- ③ 以下のいずれかに該当し、洗浄では井戸等の機能回復が見込めないこと。
 - ・ 井戸に被害を受けたものの構造等の問題により洗浄の実施が困難であること。
 - ・ 井戸の洗浄を実施したものの機能の回復が図られていないこと。
 - ・ 井戸そのものには損傷がないが、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機等の損傷により、井戸としての機能を失っていること。
- ④ 応急修理を行うことで自宅での生活が可能と見込まれること。
- ⑤ この応急修理制度により井戸の機能が回復した場合、地域の断水が解消するまでの間、周囲の被災者への給水支援などについて、できるかぎり協力すること。

（2）資力等の要件

災害のため、被災者の自宅敷地内にある地下水を取水する井戸等に損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、都道府県又は市町村において、「資力に関する申出書」（様式第 2 号）を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

（3）被災者が所有しない井戸等の取扱い

借家等の被災者が所有しない井戸等は、本来、その所有者が修理を行うものである^{*}が、法に基づく救助として行う被災した井戸等の応急修理は、井戸等を寸分たがわず元通りに戻す、又は井戸等の損害を補償するものではなく、生活の場

を確保するものであるから、借家等であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に飲用水の確保ができない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施する。

（借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。）

○民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

（賃貸人による修繕等）

第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。

2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

（賃借人による修繕）

第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借人は、その修繕をすることができる。

一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。

二 急迫の事情があるとき。

2 井戸等の応急修理の範囲及び基本的考え方

（1）井戸等の応急修理の範囲

井戸等の応急修理の対象範囲は、飲用水の取水に欠くことのできない井戸等の構成要素（井戸、配管、継手、砂取器、受水槽、弁、水栓、電動機、検査資材等）について、実施することとする。

3 基準額等

（1）井戸等の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は、757,000円以内とする。

なお、井戸等の構成要素でないものや、井戸等の構成要素であるが、飲用水を取水する機能に直接的に影響しないものに係る修理は、効率的な場合には、併せて実施して差し支えないが、支出できる費用に含めず、自己負担とする。

（2）同一住宅（1戸）に2以上の世帯が居住している場合に井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、上記（1）の1世帯当たりの額以内とする。

（3）世帯ごとに別の住宅に居住する複数世帯が共同利用者（最大4世帯とする。）となる場合に、井戸等の応急修理のため支出できる費用の額は、当該井戸等の共有者となり、共同利用する世帯数に上記（1）の1世帯当たりの額を乗じた額以内とする。

井戸が損傷した複数の世帯が共同で井戸を掘削する場合であり、複数の個人が各住宅と一体不可分な共有施設として復旧するといえる場合において、次の条件を満たすときには、法の対象とできるものとする。

- ・各世帯が共同利用者となり、将来にわたって唯一の水源として使用及び維持管理をしていくことについて共有者として各共同利用者が合意していること。
- ・共同利用する各世帯で井戸を掘削する場合に比べ、費用が抑えられること。
- ・いずれかの住宅の敷地内にあること。
- ・共同利用する住宅の敷地が接していること。
- ・共同利用する住宅が４戸以下であること。

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町村は、被災者に対する井戸等相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは（別紙２図１）のとおり。

5 証拠写真の提出

- ① 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前（現況^注）、修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。

注）ここでいう修理前（現況）の写真は、被災後の写真を想定している。ただし、洗浄の実施が可能な井戸等については、洗浄後の写真を想定している。（なお、洗浄を実施する場合、洗浄の実施前に写真を撮影し記録をしていることから、洗浄の実施の可否によらず、被災後であり、かつ、洗浄されていない状況については、写真が撮影され、記録されている。）

なお、応急修理の迅速化等の観点から、証拠写真のうち修理中のものについては省略しても差し支えないこと。

- ② 修理前（現況）又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前（現況）の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか（施工したか）を詳細に『「被災した井戸等の応急修理」証拠写真代替資料』（以下、「証拠写真代替資料」という。）（様式第９号）に記載するとともに、修理業者としてこれを証明することで、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。

「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

（単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は応急修理を実施した内容の証明にはならない。）

6 関係様式

- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（井戸等の修理）（様式第 1 号）
- ・災害救助法の住宅の応急修理申込書（共同での井戸等の修理）（様式第 1 号の 2）
- ・井戸等の被害状況に関する申出書（井戸等の応急修理に関する参考資料）（様式第 1 号の 3）
- ・資力に関する申出書（様式第 2 号）
- ・修理見積書（様式第 3 号）
- ・洗浄による井戸機能回復が見込めないことを証する申出書（様式第 3 号の 2）
- ・応急修理依頼書（様式第 4 号）
- ・応急修理実施連絡書（様式第 5 号）
- ・請書（様式第 6 号）
- ・工事完了報告書（様式第 7 号）
- ・応急修理（修理前（現況）、修理中、修理後）工事写真台帳（様式第 8 号）
- ・「被災した井戸等の応急修理」証拠写真代替資料（様式第 9 号）

附 則

この要領は、令和 8 年（2026 年）9 月 8 日から施行し、令和 8 年（2026 年）7 月 28 日から適用する。

災害救助法適用市町村一覧

熊本県

八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、
下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上
益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦
北郡津奈木町

(以上令和 8 年 7 月 28 日適用)

※熊本市は災害救助法の適用を受けたが、救助実施市であるため別途実施